

資源プラスチック回収事業の区内全域実施について

○大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市

温室効果ガス排出量実質ゼロ

○プラスチックに関する新たな法律

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(プラスチック資源循環法)

自治体はプラスチックの収集運搬・再商品化の促進に努める。

○資源プラスチック回収事業

可燃ごみとして収集していた全てのプラスチックを**資源**として回収し、リサイクルを推進することで**温室効果ガスの削減、最終埋め立て処分場の延命化**を図る。

○実施スケジュール



○回収曜日

『プラ回収曜日』の追加

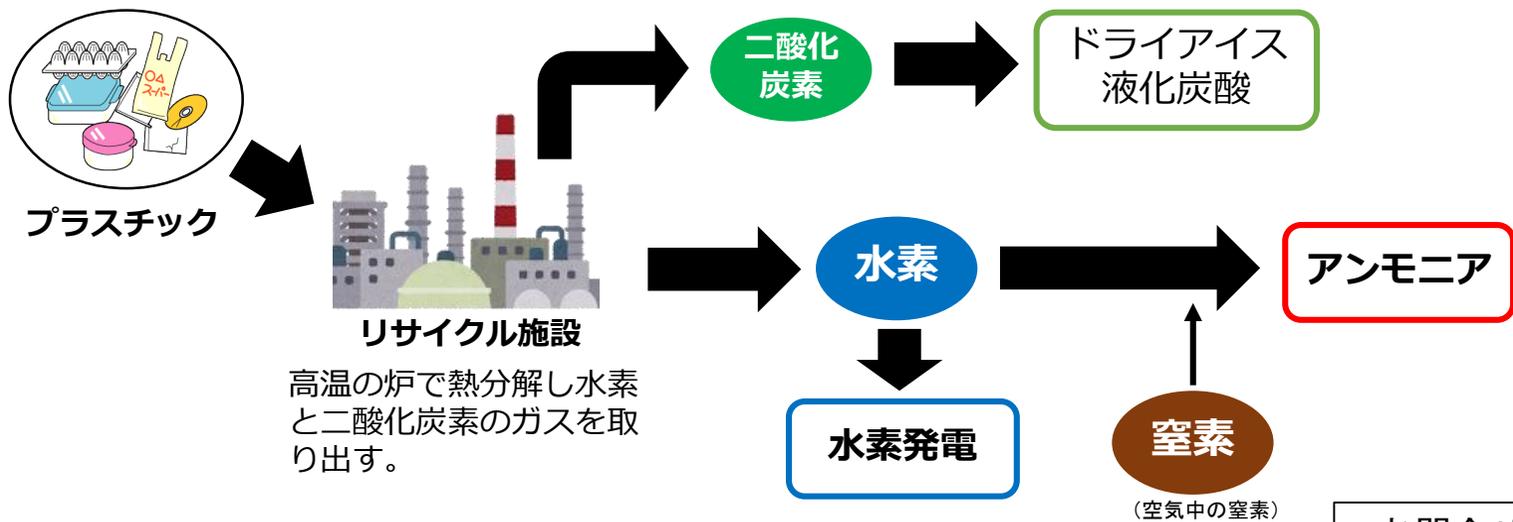
《資源・ごみ収集曜日の一例 (曜日は地域で異なる)》

月	火	水	木	金	土
	可燃	不燃	資源	可燃	
月	火	水	木	金	土
プラ	可燃	不燃	資源	可燃	

※不燃ごみは月2回収集です。

追加

○主要なリサイクル工程と生成品



アンモニアから出来るもの

- ・NO_x無害化剤
(清掃工場で、一酸化窒素を除去するために使われています)
- ・窒素系肥料
- ・プラスチック原料
- ・アクリル繊維原料
- ・ナイロン繊維原料
- ・接着剤原料

お問合せ先: 清掃事業課 電話5744-1628